

(農林水産委員会)

林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正す

る法律案（閣法第四一号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、近年の木材価格の低迷等による林業・木材産業の経営環境の悪化にかんがみ、林業・木材産業の一体的な構造改革を推進し、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の事業基盤の強化を図るため、関係制度資金の見直し・拡充を行い、経営改善等に必要な資金の融通を円滑に受けられるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、林業改善資金の貸付対象の拡大

1 林業改善資金の貸付対象を木材産業に拡大し、経営改善等を目的として行う先駆的な取組みを実施するため「林業・木材産業改善資金」に改める。

2 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、都道府県知事に提出し、当該貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けなければならないものとする。

3 都道府県からの直接貸付方式に加え、新たに銀行等の融資機関が都道府県から原資を借り受けて貸し付ける方式を導入する。

二、木材産業等高度化推進資金の貸付対象の拡大

木材産業等高度化推進資金の貸付対象を林業経営改善計画の認定を受けた者に拡大し、経営の改善に必要な措置を行うための運転資金として、貸し付けることができるようにする。

三、農林漁業信用基金の業務の拡大

融資機関からの林業・木材産業改善資金の融通が円滑に行われるよう、農林漁業信用基金が債務保証を行えるようにする。

四、施行期日

この法律は、平成十五年七月一日から施行する。